

大津市既存建築物耐震改修促進計画の改定（案）に対する意見内容と市の考え方

1 意見募集期間：令和7年12月18日（木）～令和8年1月13日（火）

2 結果：意見提出 2人（7件）

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>改修工事費用の補助拡充について</p> <p>現在、大津市では国の「総合支援メニュー」を適用されておりますが、補助率について滋賀県が提示している80%ではなく10～20%程度にとどまっているものと存じます。この補助率では、実際に耐震改修を必要とする多くの市民にとって、工事費の負担が大きく、耐震化が進みにくい状況にあります。</p> <p>私自身、母が大津市内の一軒家に住んでおり、将来的にはその住宅を相続して住み続けたいと考えています。しかし、現行制度の補助率では、必要な耐震改修工事を行うための費用を捻出することが難しく、安全な住環境を確保できるか不安を抱えています。</p> <p>大規模地震のリスクが高まる中、市民の生命と財産を守るためには、住宅の耐震化をより強力に後押しする制度が不可欠だと考えます。補助率の引き上げや補助金の拡充をご検討いただき、より多くの市民が安心して耐震改修に踏み切れる環境を整えていただきたいです。市民の安全確保のため、制度の改善をご検討くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>木造住宅耐震改修等補助事業については、「大津市既存建築物耐震改修促進計画」改定版（案）計画本文のP22（3）大津市木造住宅耐震改修等補助事業の概要に記載のとおり、今後、「耐震化促進のために制度の拡充」を図っていくこととしています。</p> <p>いただきましたご意見も参考にさせていただき、制度の拡充を検討してまいります。</p>
2	<p>補助金制度と物価高騰への対応について</p> <p>耐震改修の補助金制度は、すぐに予算上限に達し、利用したくてもできません。他市と比べて補助金額が少ないと思います。耐震改修は個人でやることではあるが補助金額に違いが出ているのはなぜなのかと思う。補助金の増額および申請しやすい環境にしてほしい。</p>	
3	<p>耐震化率90%という数値について</p> <p>概要版に示されている耐震化率約90%という数値について、地域の実感と乖離が見受けられます。</p> <p>地域内で耐震改修工事が広く行われている様子は見られず、むしろ田んぼ等を造成し新築住宅が建設されている印象が強くあります。</p> <p>新築住宅の増加によって数値が押し上げられているのであれば、「既存建築物耐震改修促進計画」という本来の趣旨と合致していないと考えます。</p> <p>耐震化率の内訳を細分化し、わかりやすくしてほしいです。</p>	<p>耐震化率の算定は、計画策定時より、国から示された方法により、新築された建築物も含めた総数に対する耐震性のある建築物数の割合を耐震化率として算出しています。耐震改修だけでなく、耐震性のない建築物の除却や建替え、新築も含めて、建築物の耐震化と考えます。</p> <p>なお、耐震化率の詳細については、計画本文P10～15 2-2耐震化率の現状に記載しています。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
4	<p>目標設定の現実性について</p> <p>改定案では、今後約10年で耐震化率100%に近づける目標が示されていますが、物価高騰や改修工事に確認申請が必要となり工事に着手ができない状況になりました。耐震改修に関する法律の改定がない限り、目標は達成できないと思います。その点について、記載があると良いのですが。</p>	<p>耐震化率の目標については、上位計画である国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画、本市の現計画目標及び耐震化の進捗状況を踏まえて設定しています。</p> <p>目標達成に向けては、支援事業や周知・啓発等を継続して実施するとともに、木造住宅耐震改修等補助事業の拡充を検討し、耐震化に努めてまいります。</p>
5	<p>避難場所について</p> <p>地震発生時にどこへ避難すればよいのか分からないという不安を感じる市民は少なくありません。</p> <p>避難場所を示す看板や案内表示の設置数を増やし、誰にでも分かる表示とすることを、より重視すべきと考えます。火災発生時のことがどこにも書かれてない。</p>	<p>本計画は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、市民の生命・身体及び財産を保護するため、建築物の耐震化に関する方針を定めた計画であることから、災害発生時の避難等に関する内容については、記載しておりません。いただきました意見につきましては、担当部局に情報共有いたします。</p>
6	<p>自治会加入率低下を踏まえた防災体制について</p> <p>自治会加入者の減少により、避難訓練を実施しても参加者が集まらないのが現状です。</p> <p>自治会を前提とした従来の防災体制だけでは限界があり、加入の有無にかかわらず防災情報を得られる仕組みづくりが必要と考えます。</p>	
7	<p>緊急輸送道路と幹線道路拡張の妥当性について</p> <p>概要版で示されている緊急輸送道路の中には、土砂災害リスクのあるエリアを含む幹線道路の拡張工事がされています。</p> <p>地震発生時に道路閉塞等が生じる可能性を考えると、実際に使用できるか不確実性が高く、防災計画として現実的とは言えません。</p> <p>災害時に本当に機能する道路なのか、総合的な再検討が必要と考えます。</p>	<p>緊急輸送道路は、滋賀県により指定されているものであることから、いただきました意見につきましては、滋賀県に情報共有いたします。</p>